

# 下郷町商工会によるキャッシュレス・消費者還元事業 「しもごろーカード電子マネー」

## 付与されるポイントについて

- 「しもごろーカード電子マネー」でのお支払いのお客様に税抜きお買い上げ額の最大5%を「しもごろーカード」ポイントにて還元いたします。  
(5%と2%の還元区分はしもごろーカード加盟店一覧をご確認ください)
- ポイントの有効期限：発行年度（1年目）から4年目の年度末まで有効  
有効期限は年度管理(4月1日～翌3月31日)となります
- 「しもごろーカード」ポイントは、他のポイントには交換は出来ません。

## 対象となる決済サービスについて

- ブランド名：「しもごろーカード電子マネー」  
「しもごろーカード電子マネー」は下郷町商工会で発行する電子マネーです。  
現金を「しもごろーカード」にチャージすることで利用できます。
- 入会費用は無料です(ただし、再発行の場合は再発行手数料300円が必要です)
- 年会費も無料です
- 退会などにより今後の決済利用が見込めなくなった際、ポイントは失効するものとします。
- 「しもごろーカード」はこちらです。⇒ ([http://shimogo-sk.or.jp/new\\_card.html](http://shimogo-sk.or.jp/new_card.html))

## 消費者還元の方法等について

- 消費者還元は、電子マネーでお支払い時に、即時「しもごろーカードポイント」として還元いたします。
- 消費者還元分ポイントは、お支払い時にご利用された「しもごろーカード」に付与されます。
- 詳細はお支払い時のレシートに印字されます。ご確認ください
- 消費者還元の上限額は、1取引100,000円までとなります
- 還元に係るその他の制約  
会員が次のいずれかに該当する場合、当会の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。  
この場合、当会は事前の通知催告を要せず、会員による「しもごろーカード電子マネー」の利用を直ちに中止させ、その残高をゼロにすることが出来ます  
☆「しもごろーカード」又は「しもごろーカード電子マネー」を偽造又は変造若しくは改ざんした場合  
☆「しもごろーカード」又は「しもごろーカード電子マネー」を不正に使用、利用した場合  
☆その他本会の規約、ルールまたは法令等に違反した場合

## 申込方法等について

- 「しもごろーカード」の発行はしもごろーカード加盟店または下郷町商工会で会員の申し込みができます
- キャッシュレス・ポイント還元事業⇒ (<https://cashless.go.jp/>)

## お問い合わせ窓口

下郷町商工会

TEL 0241-67-3135

年末年始、土日祝日は除く 9:00~17:00

メールアドレス: shimogo-sk@opal.ocn.ne.jp

URL: <http://shimogo-sk.or.jp/>